



許可番号第6610012125号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市北区大深町5番54号グラングリーン大阪パークタワー8階

氏 名 新 虎 興 産 株 式 会 社

代表取締役 木村 高士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 横山 英幸



許 可 の 年 月 日 令和 2 年12月15日

許可の有効年月日 令和 7 年10月31日

1. 事業の範囲

事業の区分 : 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

1. 廃油 2. 紙くず 3. 木くず 4. 繊維くず 5. ゴムくず
水銀含有ばいじん等を除く、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上 5 種類

事業の区分 : 積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

1. 燃え殻 4. 廃アルカリ 7. ガラスくず 10. ばいじん
2. 汚泥 5. 廃プラスチック類 8. 鉋さい 11. 処分するために処理したもの
3. 廃酸 6. 金属くず 9. がれき類
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む 以上 11 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)所 在 地: 大阪市大正区三軒家東3丁目8番28号

(2)面 積: 93.5m²

(3)保 管 上 限: 3.8m³

(4)積 み 上 げ 高 さ: 1 m

(5)産業廃棄物の種類: 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、鉋さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む)

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和62年10月19日 当初許可
令和 2 年12月15日 許可更新
令和 4 年 3 月 2 日 変更届出 (面積の変更、保管上限の変更)
令和 4 年 5 月13日 変更許可 (種類の追加)
令和 5 年11月30日 変更届出 (事業の一部廃止)
令和 7 年 3 月10日 変更届出 (住所の変更)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無